



## 自由金利型定期預金

(大口定期)

令和2年4月1日現在

1. 商品名	自由金利型定期預金 (大口定期)
2. 販売対象	・法人及び個人。
3. 期間	・定型方式：1・2・3・6ヶ月 1・2・3・4・5年 定型方式の場合 は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続） のお取り扱いができます。 ・満期日指定方式：1ヶ月超5年未満
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
5. 払出方法	・満期日以降、一括支払いします。
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払い方法  (3) 付利単位	・固定金利(預入時の店頭表示金利を満期日まで適用いたします。) ・自動継続後の利率は、継続日の店頭表示利率を適用いたします。 ・満期日以後の利息は、払出日又は継続日の普通預金利率によって 計算します。 ・預入期間2年未満：満期日以降、一括支払いします。 ・預入期間2年以上： 中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来す る預入日の1年毎の応当日）以後及び満期日以後に分散して支払い ます。尚、中間利払日に支払う利息は、預入日又は前回の中間 利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率 （約定利率×70%）により計算し、指定口座へ入金します。 ・1円（日割計算） （約定利率×70%）により計算し、指定口座へ入金します。
7. 税金	・個人：分離課税 （国税15%、地方税5%） 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人：総合課税
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	・ご注意下さい 総合口座のお取り扱いはできません。
10. 中途解約時の 取扱	・満期日前に解約する場合は、その利息(期限前解約利息)は、 預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた 利率（小数点第4位以下は切り捨てます）によって計算した 利息とともに支払います。尚、中間利息が支払われている場合は、 期限前解約利息との差額を清算いたします。 預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日 までの日を満期日とした預金 (A)6ヶ月未満・・・解約日における普通預金利率 (B)6ヶ月以上1年未満・・・約定利率×50% (C)1年以上2年未満・・・約定利率×70% 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日ま での日を満期日とした預金 (A)6ヶ月未満・・・解約日における普通預金利率 (B)6ヶ月以上1年未満・・・約定利率×40% (C)1年以上2年未満・・・約定利率×70% (D)2年以上3年未満・・・約定利率×80%

	<p>預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金</p> <p>(A)6ヶ月未満・・・・・・解約日における普通預金利率  (B)6ヶ月以上1年未満・・・・・・約定利率×30%  (C)1年以上2年未満・・・・・・約定利率×50%  (D)2年以上3年未満・・・・・・約定利率×70%  (E)3年以上4年未満・・・・・・約定利率×80%</p> <p>預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金</p> <p>(A)6ヶ月未満・・・・・・解約日における普通預金利率  (B)6ヶ月以上1年未満・・・・・・約定利率×30%  (C)1年以上2年未満・・・・・・約定利率×40%  (D)2年以上3年未満・・・・・・約定利率×60%  (E)3年以上4年未満・・・・・・約定利率×80%  (F)4年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%</p> <p>預入日の5年後の応当日を満期日とした預金</p> <p>(A)6ヶ月未満・・・・・・解約日における普通預金利率  (B)6ヶ月以上1年未満・・・・・・約定利率×20%  (C)1年以上2年未満・・・・・・約定利率×30%  (D)2年以上3年未満・・・・・・約定利率×40%  (E)3年以上4年未満・・・・・・約定利率×70%  (F)4年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%</p>
11. 金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は業務部(9～17時、電話:03-3279-4480)にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所(9～17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金保険制度の付保対象商品です。預金保険により元本1,000万円までと、その利息が保護されます。</li> <li>・当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。</li> </ul>